

(様式 2)

b 2 塩瀬 会則

(名称)

第 1 条 本会は、b 2 塩瀬（びーとぅーしおせ）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は会長宅とする。

(目的)

第 3 条 本会は、会員の親睦と結束を図るとともに、バドミントンを通して会員の充実した余暇活動を実現することを目的とし、令和 8 年 8 月 28 日に設立する。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を実施する。

- (1) バドミンントンの練習
- (2) 中学校体育連盟主催大会、兵庫県バドミントン協会主催大会等への参加

(会員)

第 5 条 本会の会員は、会の目的に賛同し入会した、中学生または小学生、高校生とする。

2 会員は必ず保護者と協議の上で入会するものとする。

(特別会員)

第 6 条 本会の運営にあたる 18 歳以上の者を、特別会員とする。

(入会)

第 7 条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を本会に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第 8 条 会員ごとに月額 3,000 円とし、毎月 7 日までに納入するものとする。

2 特別会員の会費は必要としない。

(退会)

第 9 条 会員は、退会届を本会に提出することにより任意に退会することができる。

2 退会に際して、納入された会費は返金されないものとする。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 会計 1名

2 第1項に定める役員は特別会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会費、第4条各号に定める事業にかかわる財産など会として保有する一切の財産を管理する。

(会計)

第12条 会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

2 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

3 会長は収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

(総会)

第12条 本会の総会は、会員またはその保護者をもって構成し、年1回開催するものとする。
ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 議長は会長が務める。

3 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業の変更

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任または解任

(5) 解散

(6) その他会の運営に関する重要項目

3 総会は会員またはその保護者の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第13条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

付則

この会則は、令和8年8月28日から施行する。